

平成27年2月23日

小竹小学校地区避難所運営学習会のまとめ

学習の内容

災害の種類や規模で被害は大きく変わるが避難所を開設した時に、避難して来た人たちをスムーズに収容し、かつハンデイクャップのある方の生活を守るために14回の学習会で学び話し合った。

学習会では防災防犯課から佐倉市避難所運営マニュアルの説明を受け、また防災倉庫の備蓄や防災井戸の説明を受けて理解を深めた。そして体育館、教室の現場を確認し、さらにHUG（避難所運営ゲーム）で避難所運営の模擬体験を行い課題の抽出をした。

避難所運営の想定

すべての避難者を一次避難所として体育館に収容する。その上で避難者数によって対応が異なるので避難者数を

- ① 200人規模
- ② 300人～500人規模
- ③ それ以上 に分けて考えた。

学校に児童のいない夜間、土日、夏休み等長期休日の場合

- ① 200人前後の場合 避難所を運営しながら学校の授業を行うことが出来る。体育館で150人、障害者、高齢者、乳幼児を抱えた家族、病気の人などは校舎1階の地域学習室30人、生活科室15人、ワールドルーム15人、図工室25人に振り分ける。体育館は小竹地区、ユーカリが丘1丁目、2丁目、4丁目、5丁目、6丁目、その他地区および帰宅困難者などの7つに区分する。*別表参照
なお、重度障害者や高認知症者等が避難された場合は近隣の施設に受け入れを要請する。
- ② 300人～500人の場合 普通教室を利用するので授業はできない。
体育館（150人）に加え使用を制限するパソコン室、理科室、学童保育室などを除いた教室に 200人規模と同じように、ハンデキャップを持った人を振り分ける。*別表：教室配置図を参照
- ③ 500人を超える場合は市基準の一人4平米を割いて収容人員を増やす。また自動車避難が可能な場合は校庭に最大340台、850名を収容できる。但し長期間避難所として使用の場合は180台まで（450名程度を見込む）が望ましい。
- ④ 避難所所長など市の配備職員や施設管理者（学校教職員）の到着が遅れて体育館の開錠ができない時は一時避難所をグラウンドとするが、悪天候の場合は児童の昇降口、校舎と

体育館間の通路を一時避難所にする。

- ⑤ 校舎の鍵を管理する教職員の登校が遅れた場合も、その後の避難所運営に支障が出るので校舎のガラスを割って開錠することは絶対にしない。

学校に児童がいる場合

すべての避難者は体育館に収容し、教室の利用は児童の下校後に考える。親が帰宅できないため家に帰ることの出来ない児童がいる場合は、最優先でその児童の居場所を確保する。

*但し体育館は平成27年4月中旬から12月末まで（予定）耐震化工事を行うため使用できない。工事期間中は近隣の指定避難所である井野中学校（461-5221）、青菅小学校（488-0121）、井野小学校（487-1541）、志津小学校（487-0252）を利用する。

避難所の開設時

指定避難所は震度6弱以上の場合は自動的に開設するが、震度5強以下および地震以外の災害の場合は避難所所長と副所長が現場に来て状況を報告し、災害対策本部が決定する。自治会・区会、自主防災組織は自地区内に支障がない限り、最低1名の要員が参集する。そして避難運営に協力し、避難者の把握と現地（自分の地区）との連絡調整を図る。

避難所の開設に伴い避難者から避難所運営委員の選出を行い、避難所配備職員、および施設管理者の学校教職員に協力する。運営委員は現在および元自治会役員、自主防災組織のメンバー、民生委員、PTA役員などの経験者から選びたい。

避難者はすべて体育館に入り「避難者カード」を書き、避難所所長に提出する。避難所所長以下配備職員、施設管理者および運営委員は、避難者カードによって障害者、高齢者、乳幼児を抱えた家族、病気の人などを把握し教室を振り分ける。

その他諸々の避難所規則及び役割は佐倉市避難所運営マニュアルに従うが、避難者には避難所は誰かが作ってくれるものではなく、自分たちで作らなければならない、運用しなければならないことを理解してもらう。

在宅避難者の把握

佐倉市は住民の避難先を指定していないので指定避難所を自由に選べる。しかし小竹小学校区内の世帯数、人口は3200世帯、7500人なので小竹小学校には10%程度しか収容できない（3丁目を除き26.10.31現在）。避難所の収容人員はどの避難所もほとんど同じなので在宅避難が重要になる。自治会及び自主防災組織は避難所に入所せずに在宅避難している人の氏名と人数、被害状況などを把握する。そして自治会ごとに集計し避難所所長に報告する。（できるだけ避難者カードを使用する）

なお、在宅避難者に対する救援物資の配給は、被災後1週間はゼロと考え、普段からの

備蓄を呼びかける。また家具の散乱等で怪我をしない、死なないために転倒防止器具の使用を啓蒙する。

その他

- ① 避難所自治会役員か運営委員の半数は女性から選びたい。
- ② 隣接する和洋女子大学佐倉セミナーハウスは自治会単位では使用させてもらえないので、今後検討を進める小竹小学校区まちづくり協議会（仮称）として改めて交渉する。
- ③ 車を駐車する場合は校庭の北側（バックネット方向）頭にして一台当たり横幅 4.5 ｍ、前後の車間を 5 ｍにする（180 台駐車の場合）。当初は白線等の表示はできないので各自の整然とした駐車をお願いします。また火災旋風が発生した場合は学校内を（校庭を含む）駐車禁止とし、他の避難所、公園等に移動してもらおう。
- ④ 志津コミュニティセンターが使用できる場合は第 2 避難所として活用する。
- ⑤ 校舎を全面的に使用する場合も教室内の児童の作品や掲示物などには触れない。そして授業再開時に支障がないように心がける。
- ⑥ 情報収集と自治会、区会間の連絡には 2 丁目自治会が所有する高性能トランシーバー 5 台を借用する。また他の自治会、自主防災組織がトランシーバーを購入する時は同じ周波数で通話ができるものにする。
- ⑦ ペットを避難所の建物内へ入れることは禁止するが、収容人数に余裕のある場合は校庭に繋いで飼えるようにする。
- ⑧ ペットの問題、避難所に収容できる人員の限度、あるいは避難所で亡くなる災害死を防ぐためにも在宅避難（自宅での避難）に重点に置く。
- ⑨ 避難所内の防犯対策のため自治会の自主防犯組織に協力を依頼する。

文責：小網

添付書類

1. 小竹小学校教室配置図
2. 体育館の地区別区割り案
3. 市防災倉庫（避難所）の備蓄品明細
4. 市の「避難者カード」